

神奈川県小学生バレーボール連盟 賞罰規程

神奈川県小学生バレーボール連盟規約第10章第20条により賞罰規程を以下のとおり定める。

第1条 表彰

- (1) 神奈川県小学生バレーボール連盟（以下本連盟）に理事として永年に渡り在籍した者。
 - (2) 全国大会で顕著な活躍をした団体及び個人。
 - (3) 関東大会で顕著な活躍をした団体及び個人。
 - (4) 本連盟の発展と振興に寄与された企業及び個人。
 - (5) 前各号に準ずる程度の功労があると認められた者。
- 全項表彰は、賞状のほか記念品を授与してこれを行う。

第2条 制裁

- (1) 本連盟の規約、規程に違反したとき。
- (2) 本連盟の名誉信用を傷つけたとき。
- (3) 本連盟の守秘義務を遵守できないとき。
- (4) 暴力行為等、本連盟の風紀秩序を乱したとき。
- (5) 前各号に準ずる程度の不都合な行為をしたとき。

第3条 制裁の種類と程度

- (1) レベル1 口頭による嚴重注意、日本小学生バレーボール連盟（以下日小連）に氏名を報告する。言葉による暴力、飲酒を伴う指導者。その他軽微な事。
- (2) レベル2 文書による嚴重注意とともに始末書の提出、レベル2以上は発生都道府県名を日小連において公開。
レベル1の繰り返しおこなう指導者。
- (3) レベル3 一定期間の指導およびベンチ入り禁止。
体罰、暴力行為、その他指導者として相応しくない行為。
- (4) レベル4 指導およびベンチ入り禁止および指導資格、役職等の剥奪。
大会、交流会等の場合は、その大会等の開催禁止。
県小連役員の始末書を日小連に提出。
著しい体罰、暴力行為等、レベル3の繰り返しおこなう指導者。
- (5) レベル5 永久追放、チーム解散
刑事および行政責任をとるような体罰、暴力行為等

第4条 賞罰委員会

- (1) 本連盟の会長、副会長1名、理事長、副理事長1名をもって構成する。
ただし、必要に応じて会長が指名することができる。
- (2) 賞罰委員会は、必要に応じて開催することができる。
- (3) 賞罰委員会は、会長が招集する。
- (4) 賞罰委員会は、次の事項を審議する。
 - ①表彰者の選定
 - ②規約、規程違反者の制裁準備
 - ③関係各所への事情聴取
 - ④関係各所への報告
 - ⑤その他重要事項

第5条 その他

- (1) 各条項に記述されていないところは会長判断による。